

安全衛生推進者養成講習会開催のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、表題の件、労働安全衛生法第12条の2では常時10人以上50人未満の労働者を使用する下記事業場では、安全衛生業務について権限と責任を有する者の指揮を受けて、その業務を担当する安全衛生推進者を選任しなければならないとされています。また、50人以上の事業場であっても、指揮命令する地位にある方、あるいは、業務請負事業者の方は安全衛生意識の向上のため受講されることをお勧めいたします。

なお、今回の講習は安全衛生推進者養成のみとさせていただきます。

敬具

記

1. 対 象 : 安全衛生推進者の選任が必要な業種(法第11条第1項・政令で定める業種)

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)
電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・
建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、
燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

2. 日 時 : 1 日 目 : 平成30年5月 9日(水) 13:30~16:50
2 日 目 : 平成30年5月10日(木) 9:00~17:00

3. 会 場 : 1日目:茨木市福祉文化会館202号室(2階)
2日目:同303号室(3階)

茨木市駅前4-7-55(茨木市役所道向かい)

4. 受 講 料 : 10,800円【講習料8,700円・同消費税696円、テキスト代1,404円(税込)】
※平成29年1月31日のテキスト改訂時にテキスト代が上がり、それに伴い
受講料が変更になっています。

5. お申込み : 裏面の『受講申込書・修了者台帳』に必要事項を記入し、FAXでお申込
ください。

6. 本籍確認 : 平成29年4月以降に実施される安全衛生推進者養成講習申込書へ
の本籍地記載、本籍地確認用の書類は不要です。

7. お支払い : (1)現金を協会に持参 } 左記の何れの方法も可
(2)現金書留 } 但し、テキストの事前送付を希望する場
(3)銀行振り込み } 合は、1冊につき216円を加算してください。

〒567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301
(一社)茨木労働基準協会
TEL:072-622-8487 FAX:072-621-5763
振込先 りそな銀行茨木西支店
口座番号(普通)1135303
一般社団法人茨木労働基準協会

以上

「安全衛生推進者養成講習」・「衛生推進者養成講習」

受講申込書・修了者台帳

※ 申込される講習に○印してください

受講講習名	安全衛生推進者養成講習		衛生推進者養成講習	
			※ 受講番号	
ふりがな			※ 修了証番号	
氏 名				
生年月日	昭和・平成	年	月	日
			※ 修了年月日	
			年	月
			日	
現住所	〒	—	TEL	()
勤務先	〒	—		
	所在地:			
	社名			
	TEL:		FAX:	
連絡先	担当者名		部課名	
			TEL ()	
講習の一部免除を受けることができるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 安衛則第12条の3第2項第1号に掲げる者 ● 安衛則第12条の3第2項第2号に掲げる者 			
※ 再交付または書き替え	再	年	月	日
	・	年	月	日
	替	年	月	日
	内容:			
	内容:			
	内容:			
備考	※ 講習の一部免除範囲()			

平成 年 月 日

一般社団法人茨木労働基準協会長 殿

注) 1. ※印は記入しないでください。

2. 講習の一部免除者は必ずその証明ができる書類を提示してください。

《個人情報について》

上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。